

壬生町 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策のご案内【個人向け】

生活支援	個人が申請	著しく収入が減少した	減免	保険料（税）の減免	世帯主の収入減（30%以上）となった方 国保税、介護保険料、後期高齢者医療保険料	壬生町総務部税務課 Tel 0282-81-1819
		会社都合により離職した	軽減	国保税の軽減	雇用保険受給資格者証を提示 本人の給与所得を100分の30として保険料算定	
		新型コロナウイルスに感染または疑いの病気にかかり仕事を休んだ(国民健康保険の方)	給付	傷病手当金制度	壬生町国民健康保険加入者で新型コロナウイルス感染症またはその疑いのある疾病の療養のため仕事を休み、その間の給与が支払われなかった方 平均給与日額の2/3に相当する額を給付	壬生町住民福祉部住民課 TEL:0282-81-1836
		公共料金が払えない	猶予	水道・下水道・農業集落排水の使用料の猶予制度	使用料のお支払いが一時的に困難となっている方は、お支払いの猶予や分割納付等のご相談に応じます。 ※対象：令和2年4月以降請求分より	壬生町建設部水道課 下水道課 Tel 0282-82-2260 81-1858
		離職で住宅を失うおそれ	給付	住居確保給付金（家賃）	家賃実費：単身世帯の場合上限3万2200円を給付 生活保護制度と同程度の基準で認定 支給期間：原則3か月	壬生町住民福祉部健康福祉課 Tel 0282-81-1883
	個人へ給付	子育て世帯（生活困窮世帯）の生活を支援	給付	子育て世帯生活支援特別給付金	令和4年度に子育て世帯生活支援特別給付金を受給された方及び令和5年度の住民税非課税世帯(児童扶養手当は県支給のため除く)または家計が急変したと認められる世帯に対し、18歳未満の児童(障がいがある場合は20歳未満)について給付金を支給 1人につき 5万円を支給	壬生町住民福祉部こども未来課 Tel 0282-81-1864
		学校へ補助	補助	みぶっ子すくすくランチサポート事業	食材の価格高騰に対し、小・中学校の栄養バランスのとれた給食の維持のため補助金を交付し、令和5年度の給食費の保護者負担を軽減する 小中学校児童生徒：1人当たり月350円 総額11,593千円	壬生町教育委員会学校教育課 Tel 0282-81-1871
高齢者支援	個人が申請	高齢者の交通を支援	給付	高齢者等新型コロナウイルスワクチン接種者タクシー助成事業	65歳以上に達する単身世帯及び高齢者のみの世帯に対して、タクシー料金助成券を交付 利用者1人につき 上限2,000円券を2枚交付	壬生町住民福祉部健康福祉課 Tel 0282-81-1830

※支援内容につきましては、変更になっている場合もございますのでご確認をお願いします。

◎新型コロナウイルス感染症が疑われる時

相談窓口	新型コロナ総合相談コールセンター	24時間対応 0570-550-096
------	------------------	---------------------